
日本の大陸棚外側限界の 設定をめぐる一考察

兼原 敦子
Kanehara Atsuko

はじめに

本年7月にロシアの海洋調査船が北極点海底に国旗を立てたことは、世界の耳目を集めた。ロシアは当該海底に自国の大陸棚（CS）を設定し、海底資源の探査や開発の主権的権利を行使する企図である。

そのような海底資源への国家の欲求を満たすと期待されるのが、1982年国際連合海洋法条約（LOSC）76条が設立した200海里を越える大陸棚（以下、200海里を越えるCSのみを指す場合には、「OCS」と記す）の制度である。大陸棚制度そのものは、1958年の大陸棚条約（CSC）で設立され、その基本的な部分は、慣習法化しているとされる。沿岸国は、大陸棚への領域主権とは異なるが、大陸棚の天然資源の探査・開発につき、排他的な主権的権利をもつ。

LOSCでも、領海の幅をはかる基線から200海里の距離までの海底は、大陸縁辺部の外縁がそこまで延びていなくても法的にCSとみなされ、そこでは基本的にCSC以来の大陸棚制度が温存されている。200海里を越えるCSでは、LOSCが新たにOCS制度を設立した。76条1項は、領土の海底への自然の延長をたどり、200海里を越えても大陸縁辺部外縁までをCSとする。同条3～6項の規定に従い、沿岸国はCSの限界（以下、200海里を越えるCS限界を「OCS限界」と記す）を設定できる。沿岸国は、同8項の大陸棚限界委員会（「委員会」）にOCS限界に関する情報を提出し（以下、「申請」と記す）、委員会の勧告に基づきOCS限界設定を行なう。

日本も、海洋基本法採択後に強化された海洋法政策決定の体制の下で、委員会への申請期限である2009年5月に向けて申請準備を進めている⁽¹⁾。そこで本稿は、その理由は各々を論ずる際に示すが、日本のOCS限界設定に密接に関連すると考えられる、次の3点に焦点をあてる。第一に、CSへの沿岸国の主権的権利の根拠（権原）、第二に、OCS限界設定の基点となるCS脚部の決定を中心に、日本の太平洋側の海底がもつ特徴に照らした76条関連規定群の解釈、第三に、OCS限界設定における、沿岸国・委員会・他のLOSC当事国等の関係である。

1 CSへの沿岸国の主権的権利の根拠：沿岸国権原

（1）LOSC以前における日本の立場

LOSCに先行するCSCを、日本は批准していない。CS資源に含まれる沿岸国の主権的権

利の対象とされる定着性生物資源の範囲めぐり、諸国と見解が対立したためである⁽²⁾。けれども、日本は、北海大陸棚事件の国際司法裁判所（ICJ）判決に依拠し、CS制度の基本をなし沿岸国の主権的権利を定めるCSC1 3条は、定着性生物性資源に関する部分以外は慣習法化しており、日本もその慣習法上の権利を享受し行使できるとした⁽³⁾。北海大陸棚事件でICJは、領土から海底へと自然の延長をなすCSへは、領土への主権ゆえに「事実上かつ始原的に（*ipso facto and ab initio*）」沿岸国の権利が及ぶとした⁽⁴⁾。

「領土への主権ゆえに」というのは、「陸は海を支配する」という根本的な原則から導かれる⁽⁵⁾。大陸棚は領土から海の下へ延長する陸であるから、領域主権と同様に、大陸棚への沿岸国権原は根本的であるとされたと言えよう。北海大陸棚事件でICJは、沿岸国の権利を定める法は、CSC2条に具現されているが、それから独立して、実効的先占や権利の実際の行使に依拠することのない国家に固有の権利（*inherent right*）として、沿岸国権原の根本的性質を明言している⁽⁶⁾。

（2）CSに関する沿岸国権原

CSへの沿岸国権原はLOSCに基づくのか、LOSCから独立に存立する根本性を帯びるのか、しかもそれは200海里以内と200海里を越えるCSとで同じなのか。この問題が、講学的議論にはとどまらない意義をもつことは、LOSCのOCS制度起草過程からも明らかである。CSへの沿岸国権原の根本性は、OCS制度推進派の主要論拠であった。

LOSC起草過程では、当初はOCSに沿岸国の権利を認めることに否定的な見解もあった⁽⁷⁾。これに対してOCS制度推進派は、LOSC以前より、領土の自然の延長であるCSに対して沿岸国は権利をもっていたのであり、それは維持されるべきであると主張した⁽⁸⁾。すなわち、慣習法か、より根本的な原則（「陸は海を支配する」）に基づくかは不明だが、LOSCに依らなくても、OCSを含むCSへの沿岸国権原は、国際法上確立しているという趣旨であろう。

権原が何に基づくにせよ、CSへの沿岸国の主権的権利の行使がLOSCに適合していれば、権原をあえて論ずる機会は表面化しにくい。けれども、OCSに沿岸国の権利を認めるか否かにつき、LOSC起草過程では明確な対立があり、個々の論点ごとに妥協が得られたわけでもなく、微妙なバランスをとりつつ包括交渉（パッケージ・ディール）により関連条文群が成立している⁽⁹⁾。そのような背景からすれば、OCS制度が成立したとはいえ、発効したLOSCの関連条文群の解釈でも、依然として沿岸国権原にさかのぼって対立が繰り返されることは十分に予想される。CSへの沿岸国権原は、OCS制度の存立基盤だけではなく、たとえば、OCS限界設定における沿岸国の一方的行為の法的効果、委員会の権限と機能、沿岸国と委員会の権限関係などに密接に関連する。ゆえに、CSへの沿岸国権原の問題の検討は、LOSC発効後でも、関連規定群の適当な解釈を導くためにも重要な意義をもつ。

（3）OCS制度に関する見解および解釈の対立

200海里以内CSへの沿岸国権原は、上でみた根本原則により確立しているとしても、LOSCで新設された制度に照らして、OCSへの沿岸国権原については、別に解する可能性もある。この問題を考える前提として、LOSC起草過程とLOSC発効後の今後予想される解釈および見解の対立をみておこう。

OCS制度をめぐる対立は、単純化すれば、広大なOCSを獲得できる国と、狭小なOCSしか獲得できない国および途上国や内陸国のようにOCS開発の可能性の少ない国との対立に起因する。前者は、沿岸国のCSへの権原の根本性を根拠にすえるのである。

LOSC起草過程で、委員会権限につきこれを制限しようとする見解は、やはり、OCSへの沿岸国権原の根本性を根拠とした。たとえば、76条8項で沿岸国がOCSの限界設定を委員会勧告に「基づいて (on the basis of)」行なえば、かかる限界は「最終的で拘束力」をもつ。「基づいて」という表現は、「考慮して (taking into account)」よりも、委員会勧告の効果を強める趣旨での修正の結果である。それに対する反対が、沿岸国権原の根本性を理由として示されていた⁽¹⁰⁾。

今後の実際のOCS限界設定においても、次のような状況が予測される。沿岸国が委員会勧告に満足せず、再申請を繰り返してもその事態が解消されなければ、沿岸国は委員会勧告に「基づいて」とは言えないOCS限界を設定することがありうる。あるいは、委員会への申請期限が過ぎてしまった場合や、後に第3節で説明するが、OCS限界設定が境界画定紛争や領域紛争にかかわるために、沿岸国が委員会に申請を行ないにくい場合や、委員会での勧告を待つ暫定的な段階もある⁽¹¹⁾。それらの場合に沿岸国が一方的にOCS限界を設定したり、暫定的に設定している限界があれば、その限界は76条8項に言う「最終的で拘束力を有する」限界設定ではないが、国際的対抗力をもちうるのか。それを肯定する見解もあり、かつ、LOSC77条3項（沿岸国のCSへの権利は実効的先占や実際の行使に依存しないことを規定する）を根拠として、種々の原因によりOCS限界設定が行なわれなくても、沿岸国のOCSへの権原に影響がないことも強調されている⁽¹²⁾。

また、委員会勧告に「基づいて」沿岸国が設定したOCS限界は、76条8項により「最終的で拘束力を有する」。同条9項が、沿岸国に、OCS限界が「恒常的に」表示された海図ほかを、国連事務総長に寄託することを義務付けていることとも合わせて考えると、「沿岸国が」かかるOCS限界を最終的なものとしこれを変更することは許されず、「沿岸国が」拘束されることについては争いがない。けれども、他国、すなわち、とりわけLOSC当事国に対しても76条8項に言う拘束力が及ぶかにつき、これを肯定する見解も否定する見解もある⁽¹³⁾。なお、第3節でみるが、ロシア申請につき日本を含む数カ国が公式の抗議をしたことは、委員会勧告に拘束力はないが、それに基づきロシアが設定するOCS限界は他国にも拘束力をもつと想定するからかもしれない。

他国にこの拘束力は及ばないという解釈によれば、他国はLOSC15部の紛争解決規定群に従い、沿岸国が委員会勧告に基づいて設定するOCS限界を争う余地をもつ。OCS限界をめぐる紛争は第3節で検討するので、ここでは次の点のみを述べる。

「最終的で拘束力を有する」の解釈につき、LOSC15部の紛争解決規定群にはOCS限界をめぐる紛争につき特別の規定はなく、その観点から示唆を得ることはできない⁽¹⁴⁾。委員会勧告に基づき沿岸国が設定したOCS限界は他国をも拘束するという解釈をとっても、他国は、委員会の勧告に「基づいて」いないことを争う可能性は残る。したがって、他国に対しても「最終的で拘束力を有する」と解しても解さなくても、争う根拠や争点に制限がある

か否かに相違はあるものの、他国が沿岸国による限界設定を争う可能性は残ると言わざるをえない。

海域限界や境界画定の安定性の要請という一般的考慮や、76条8項の規定ぶり、さらに、沿岸国「だけ」に「最終的で拘束力を有する」効果を認めてもその意義に疑問が残ることなどから、他国に対しても効果があると解するのが自然である。それにもかかわらず、他国に沿岸国の設定するOCS限界を争う可能性を広く認める見解があるのは、次の基本的発想に依る。委員会の権限は縮小されるべきであり、OCS限界設定は沿岸国の権限でこそあり、かつ、利害関係をもつ他国との間で、つまりは国家間の「磁場」で決着をつけるべきということである⁽¹⁵⁾。

(4) OCS制度の固有性

OCS制度は、排他的経済水域がLOSC上の特別の(sui generis)制度であるのと同様にとらえ、OCSへの沿岸国権原はLOSCに基づいており、LOSCに従う限りで存続しかつ行使されうると解するのが適当と考えられる。かりに、上でみたように、200海里以内CSへの沿岸国権原の根本性は肯定されるとしても、OCSへの沿岸国権原をそれとは別に解することは否定されない。OCSへの沿岸国権原は、LOSC以前にCSへの沿岸国権原について言われてきた根本性を、当然には備えていないという解釈には、次のような理由がある。

76条の条項群は、諸国の対立から妥協を見出すために、包括交渉により微妙なバランスのもとに成立しており、かつ、82条の利益配分規定との抱き合わせにおいてこそ合意された。加えて、OCS限界の設定には委員会が介入し、それには、OCS限界設定が深海底制度を侵食しないように制限する意義が期待される。OCSへの沿岸国権原の規定は、慣習法ではなく創設的条文であると評価されてもいる⁽¹⁶⁾。したがって、76条の条項群や82条から独立に、OCSへの沿岸国権原が根本原則に基づくとは解しにくい。OCS制度、LOSC規定趣旨の枠内で存立すると解されるのが妥当であろう。無論、LOSCに従うOCS制度上で、沿岸国の権利が保護されるために、委員会の手続の整備や、委員会による勧告を沿岸国が争う手続を認める可能性を考えることには意義がある。

さらに、たしかに77条3項は、沿岸国権原の根本性を反映すると解することもできるが、これも、それ以外の解釈を許さないわけではない。字義どおりに77条3項を解すれば、OCSへの沿岸国の権利が実効的先占や宣言に依拠しないことを意味するにとどまる。かつ、そのことは、OCS限界設定が沿岸国の完全な一方的行為によるのではなく、委員会の権限が介入することと、整合しないわけでもない。そして、77条3項ゆえに、OCS限界設定がなくても、沿岸国はOCSへの権原を保持するが、それは、76条に基づく権原と考えることができるのである⁽¹⁷⁾。

日本は、CSC非当事国であり、LOSC発効以前には、CSへの権原を慣習法および根本的原則に基づかせていた。日本は、LOSC当事国として76条の規定に従い委員会への申請を予定するが、OCSへの沿岸国権原をいかに解しているかは、必ずしも明らかにはされていない。日本のような立場の国が、沿岸国権原を76条のOCS制度の枠内でとらえ、委員会の権限や機能が適切に行使され実現される限りは、委員会と共同でOCS限界設定を実現すれば、

沿岸国権原の根本性を理由に沿岸国利益が強調されすぎる危険性を回避し、OCS制度の発展と76条の適当な解釈に寄与する先進的な国家実践となるのではないだろうか。

2 OCS制度における科学的要因と76条の解釈

(1) OCSへの沿岸国の主権的権利の根拠となる要因：「自然の延長」

76条1項は、200海里以内では地形・地質のいかんにかかわらず200海里という距離により、CSへの沿岸国の主権的権利を認める⁽¹⁸⁾。200海里を越えては、「領土の自然の延長をたどって大陸縁辺部の外縁に至るまで」が大陸棚であり、「自然の延長」がその主たる要件であり沿岸国の主権的権利の根拠である。

大陸縁辺部は、「棚・斜面及びコンチネンタルライズから成」り、大洋底および海洋海嶺(oceanic ridge)は含まれない(76条3項)。大陸縁辺部の外縁は、大陸斜面脚部の決定に基づき、76条4項(a)(i)(ii)堆積岩の厚さによる)か(ii)大陸斜面脚部からの距離による)のいずれかの方法で設定される。大陸斜面脚部は、反証がない限り、同項(b)に従い決定される。さらに、OCS限界は、同項5、6項によって制限を受ける。

科学者の間では、これらの条文群につき、地質学的要因や海底地形の生成的要因および形成過程か、それとも地形的要因のいずれが中心かにつき、見解が対立している⁽¹⁹⁾。筆者はこれらにつき論ずる能力をもたないが、おおまかに言えば、海底の地質的組成や過去における形成の過程を重視するのか、それとも、現在のある海底地形の姿をそれとして重視するのか、という対立のようである。

国際法の観点から興味を引くのは、次の2点である。一つは、科学的要因や科学用語を含む法文の解釈において、科学的知見の発展はいかに反映される(べき)かである。二つは、大陸縁辺部の外縁設定に不可欠な要素である大陸斜面の脚部の決定方法は、76条4項起草過程でも争われたが、同項(b)の「反証のない限り」の解釈と、同条項の科学的知見を踏まえた実際上の意義である。これらの二つの点は、次の理由で日本のOCS限界設定に、密接に関連する。

日本海側では近隣諸国との距岸が400海里未満であるので、日本がOCS限界設定を試みるのは、太平洋側である。太平洋側では、太平洋型(活動的)大陸縁辺部が分布するが、76条の関連規定群は当時の科学的知見に基づき、大西洋型(非活動的)大陸縁辺部を想定しているとされる⁽²⁰⁾。そこで、1970年代および80年代のLOSC起草時から、現在に至り、さらには、委員会申請時までの間の科学的知見の発展を76条の解釈に反映しうるかという点と、「反証」規定の意義は、日本のOCS限界設定にとり、重要な意義をもつ⁽²¹⁾。以下、順に検討していこう。

(2) LOSC76条における科学的用語の解釈

76条1項の中心概念は「自然の延長」であり、北海大陸棚事件でICJが提示して以来、CS境界画定原則の議論にも多大な影響を与え、LOSCでも維持された。北海大陸棚事件判決が示した自然の延長の概念は、地質学的(geological)概念とも解されるが、LOSC76条の同概念は、地形学的(geomorphological)概念であるという解釈が有力であるものの、これを地

質学的概念ととらえる説と対立している。同条3項が大陸縁辺部の構成を定義するが、そこに言う棚、大陸斜面、コンチネンタルライズも地形学的概念とするのが一般的である⁽²²⁾。

ところで、1999年に委員会は、科学的・技術的ガイドライン（以下、「ガイドライン」）を発布した⁽²³⁾。裁判のような法適用機関による解釈とは異なるであろうが、委員会がLOSC76条に従って申請を「検討（consider）」し勧告する権限（附属書、3条1項a）をもつ以上、ガイドラインを76条に含まれる科学的用語や要因の一つの権威的解釈と評価してもよいであろう。かつ、ガイドラインは、LOSC起草時より約20年間の科学的知見を反映した解釈とも言える。その一般的評価としては、大陸斜面脚部の決定に際して、太平洋型縁辺部の特徴にもふれ、かつ、地質学的要素（地質構造境界）の考慮を認めているとされる⁽²⁴⁾。

条約規定の解釈については、ウイーン条約法条約31条がこれを定めており、条約締結後の当事国間合意や慣行であれば解釈において考慮される。ガイドラインはそのいずれでもないし、法的な拘束力をもたないが、ここでみたような委員会権限に鑑みれば、一定の権威をもつ解釈とみなすことはできよう。

重要なことは、76条が科学的用語を豊富に内包していること、LOSC起草時からOCS限界設定が現実に着手されはじめるに至るまでの間に、科学的知見が著しく発展したことである。一方で、このような76条の特徴に鑑みれば、同条の規定およびそこに含まれる概念は本質的に発展的であり、科学的知見の進展を反映していくことを想定していると解することに理由はあろう⁽²⁵⁾。他方で、条約法の根本理念に従えば、起草時の内容にこそ当事国が合意を与えたのであり、その安定性保護の要請も看過できない。両者の要請を調和的に満たすためには、委員会の解釈や権限行使につき、沿岸国や他国および、（OCSの設定によりその範囲が狭められうる）深海底の保護のために海底開発機構などが、OCS限界設定につき76条に適合するかを争う途を開くとか、審査手続を設立することが考えられる⁽²⁶⁾。科学的用語を含む条文は、たとえば、国際環境保護条約群などでも顕著である。科学的知見の発達に対応しながら継続的な条約適用を確保するために、条約の規定手法に加えて解釈方法の確立は、国際法学がとりわけ現代的に担う課題と言える。

（3）「反証」規定の解釈

76条4項(b)は、「反証がない限り」同項により大陸斜面脚部を決定すると規定する。「反証がない限り」は、解釈論理からすれば、反証により同項の規定とは異なる脚部決定を主張する国が立証責任を負うことを意味すると解される。また、実質的な内容の点で、76条が地形学的要因による自然の延長を規定しており、大陸縁辺部は同じ意味での自然の延長でなければならず、反証規定によってもこの点は変わらないとの見解もある⁽²⁷⁾。

委員会のガイドラインは、76条4項(b)の規定に従う場合と、反証がある場合とを、一般規則（general rule）と例外（exception）であり、後者は前者を補完するとしており、一応は、反証を主張する側が立証責任を負うという解釈であると読める⁽²⁸⁾。

ガイドラインはLOSC起草時以後に発達した科学的知見を反映しており、地質学的要因の考慮を許容するとともに、反証となりうる場合を具体的に挙げて説明している⁽²⁹⁾。たしかに論理的には、76条4項(b)に従う場合と反証がある場合とは「一般規則と例外」の関係に

あるとはいえ、実際上は、ガイドラインが排除していない要因（地理学的・地形学的・地質学的要因など）を確実に実証できるかが重要となろう。その意味では、沿岸国申請と委員会審査の実践の集積によってこそ、どの要因がどの程度のデータや情報により反証として認められるかが定まっていくとも言える。

実践を待つ段階にはあるが、反証として認められる要因の範囲・要求されるデータや情報の質や量などによっては、「反証」規定は、実際上は、解釈論理が示すほど原則対例外として、反証を主張する沿岸国にとり厳格ではなくなることもありうる。ノルウェー漁業事件判決でICJは、ノルウェーの直線基線方式を領海画定の一般原則の適用であるとし、そのイギリスへの対抗力を認定した⁽³⁰⁾。海洋境界画定は、地理的・地形的などの科学的要因に加え、歴史的・社会的・経済的など多様な要因の考慮を求めることがある。同事件判決の論理は、個々の事例の特殊性を活かしつつも、国際法原則の存在を確保しその適用の範囲内に個別の事例を内包していくための論理とも言える。LOSC76条4項b)の原則対例外という構造も、科学的知見の発達とそれを反映する解釈、さらには沿岸国申請と委員会審査の実践の集積により、ノルウェー漁業事件判決の論理と同様の方向へ変質していく可能性も、まったく否定されるわけではない。

3 OCS 限界設定における沿岸国・委員会・他国の関係

(1) OCS 限界設定と境界画定・領域紛争

76条10項は、同条がCSの境界画定に影響を及ぼすものではないことを規定する。それを受けて、委員会の手続規則45およびそれへの附属書の核心は、境界画定・領域紛争に関する権限（competence）は国にあることを認める点にある⁽³¹⁾。

ロシアが2001年に委員会にOCS限界の申請をしたが、日本は、いわゆる北方領土がその基点に含まれていることから、委員会がこの点につき考慮しないことを公式に要請した⁽³²⁾。また、日本のOCS限界申請においては、LOSC121条に従い、沖の鳥島が島としてCSを持ちうることを前提とすることになる。沖の鳥島を島とすることについては、中国が疑問を提起している。すでに第1節でOCSへの沿岸国権原との関連で若干ふれたが、OCS限界設定に関する他国の利害関係につき、OCS限界画定と境界画定紛争との関係を中心として検討を加えておく⁽³³⁾。

まず注意すべきは、200海里以内でもそれを越えても、CSの限界設定と複数国間の境界画定とは、論理的に別の問題であるという点である。たとえば、A国とB国のOCS限界が、それぞれある区域まで委員会勧告と沿岸国の行為により設定されたとしても、両国のOCSが重複すれば、あらためて両国間で境界画定を行ない、それぞれの限界線からそれぞれの沿岸方向に後退した境界線が引かれうるであろう。200海里以内のCSでも、たとえば日中間の沿岸間は400海里未満であり、両国とも76条1項に従い、それぞれの沿岸から200海里的CS限界の設定を行なうことができ、その範囲まで権原をもつ。しかし、それぞれのCSが重複するため、日本の主張によれば境界線は中間線であり、つまりは、日本は200海里的CS限界線より日本沿岸方向へ後退した中間線を境界線と認めることになる。このように、

CSの限界設定と境界画定とは論理的に区別され異なる意義と機能をもつ。したがって、76条10項は、いわば自明の規定であると言える。

ところが、委員会は手続規則と附属書により、境界画定や領域紛争に関連するOCS限界設定の場合には、決定は当事国の権限であるとし、みずからの審理を控える立場をとっている。実際に、ロシア申請に対する日本の抗議を受けて、委員会は、両国の合意を勧告した。日本以外にも、数カ国がそれぞれの理由で抗議をした。

ここで述べたように、OCS限界設定と境界画定とは区別されるし、領域紛争のすべてがOCS限界設定にかかわるわけではない。それにもかかわらず委員会が自己の権限や機能を抑制し、委員会勧告は「勧告」であり法的拘束力をもたないのに、日本や諸国が反応したのは、(勧告に基づき沿岸国が設定するOCS限界の拘束力の想定にもよろうが)委員会勧告の実際上の影響力を考慮してのことでもあろう。そうであるならば、論理的区別の問題とは別に、実際にOCS限界にかかわりうる境界画定・領域紛争の態様や争点につき、実態に即して考えると、次のように言えよう。

海域の幅員をはかる基点や基線に関する争いがある場合には、それは、OCS限界設定に影響しうる。他方で、それ以外の境界画定の法理を争うような紛争は、OCS限界設定には影響しにくい。また、そこからCSの設定される陸地についての領域主権の争いについては、日本のロシアの申請に対する抗議を例にとることができる。北方領土への領域主権の所在が紛争の核心ではあろうが、日本が北方領土が基点とされること自体も争う以上は、ロシアのOCS限界設定に影響すると言えよう⁽³⁴⁾。

(2) OCS限界設定をめぐるそれ以外の紛争

境界画定や領域紛争がかかわることがなく、沿岸国のOCS限界設定を他国などが争う紛争は、どのようなものか。すでに、委員会勧告に「基づく」沿岸国による限界設定でも、他国は拘束されずにこれを争えるという見解は第1節でみた。そのような紛争の争点は、76条関連条項の解釈適用を争点に含む可能性が大きい。

具体的な利害関係をもたない他国が、76条の解釈適用の紛争の当事国となる動機としては、自国のOCS限界設定をにらみながら76条の権威的解釈を求めるとか、深海底制度の保護目的などが考えられる⁽³⁵⁾。いずれにせよ、そのような原告適格が認められた実践は、常設国際司法裁判所(PCIJ)やICJの先例では、条約上の根拠のある場合を除けば見出しにくい⁽³⁶⁾。また、OCS制度が深海底制度を侵食しないように、LOSC当事国すべての、さらには、国際社会の共通利益のために争われるのであれば、国際海底機構の原告適格なども含めて、紛争解決条項で明定されるべきであろう。LOSCは、この点につき沈黙しているので、今後の発展を待つほかはない。

おわりに

OCS制度は、科学的要因が重要な意義をもつこともあり、国際法学からは必ずしも十分な研究が集積しているとは言えない。けれども、この問題は、CSへの沿岸国権原、科学的発展の条約解釈への反映、深海底制度との調整による国際社会の利益確保など、LOSCのみ

ならず国際法学にとり貴重な論題を豊富に含んでいる。日本の申請が、これらの点から OCS 制度の発展を先導する貴重な先例となることが、切に期待される。

- (1) たとえば、<http://www.cas.go.jp/seisaku/tairikudana/kettei.html> 参照。
- (2) 山本草二『海洋法』、三省堂、1992年、164 167ページ。
- (3) オデコ・ニホン・SA対芝税務署長事件、東京地方裁判所昭和52年4月22日判決、祖川武夫・小田滋編著『日本の裁判所による国際法判例』、三省堂、1991年、164ページ。
- (4) ICJ Reports 1969, p. 22, para.19.
- (5) 領海の領土への依存性、領土が海に関する権利を沿岸国に付与することにつき、ノルウェー漁業事件、ICJ Reports 1951, pp. 132 133.
- (6) 注4)参照。
- (7) S. N. Nandan & Shabtai Rosenne, *United Nations Convention on the Law of the Sea 1982: A Commentary* (hereinafter referred to as *Commentary*) Dordrecht/ Boston/ London, 1998, p. 844.
- (8) *Ibid.*, pp. 842 843, 846.
- (9) *Ibid.*, p. 834; T. Treves, “La limité extérieure du plateau continental: évolution récente de la pratique,” 35 *Annuaire française de droit international*, 1989, pp. 725 726. LOSC76条1項の国内法化の例として、*ibid.*, p. 727.
- (10) 「委員会の勧告」ではなく「76条に」基づくべしという意見も含めて、諸国の見解例につき、*Commentary*, pp. 870, 873; *UNCLOS III Official Records*, Vol. VIII, 1981, p. 102(Canada) *ibid.*, p. 25(United Kingdom) *ibid.*, p. 30(France) p. 33(Australia) Brown, *Sea-Bed Energy and Minerals: The International Legal Regime*, Vol. 1, *The Continental Shelf*, Dordrecht/ Boston/ London, 1992, p. 32; T. L. McDorman, “The Role of the Commission on the Limits of the Continental Shelf—A Technical Body in a Political World,” 17 *The International Journal of Marine and Coastal Law*, 2002, p. 313.
- (11) ここで詳細にふれることはできないが、76条10項と委員会の手続規則とその附属書の分析として、A. G. Oude Elfrink, “Submissions of Coastal States to the CLCS in Cases of Unresolved Land or Maritime Disputes,” in M. H. Nordquist, J. N. Moore & T. H. Heidar eds., *Legal and Scientific Aspects of Continental Shelf Limits* (hereinafter referred to as *Legal Aspects*) Leiden/Boston, 2004, pp. 264 268.
- (12) 「暫定的」外側限界を論ずる例として、*ibid.*, p. 274. LOSC77条3項を根拠に、委員会と沿岸国の見解が相違した場合には沿岸国の権限が優位するとか、76条の要件に従えば沿岸国が一方的に OCS 限界設定する権限は必ずしも否定されないことを示唆する見解として、G. Eriksoon, “The Case of Disagreement Between a Coastal State and the Commission on the Limits of the Continental Shelf,” in *Legal Aspects*, pp. 257 258. OCS 限界が設定されていないことは、沿岸国権原に影響しないことにつき、Oude Elferink, *op. cit.*, n. 11, p. 275; “The 2nd Report of the Commission on the Legal Issues of the Outer Continental Shelf (hereinafter referred to as ILA Report)” *Report of the 72nd Conference*, International Law Association (Toronto) 2006, pp. 216 217. 沿岸国が委員会に申請しないことはいかなる法的効果ももたないという見解が存在した点の確認も含めて、沿岸国の OCS 限界設定の権限を強調する見解として、McDorman, *op. cit.*, n. 10, p. 306. これは、委員会が国際社会の共通利益を代表する機関ではないという見解に基づいてもいる、*ibid.*, p. 311. LOSC採択後に一方的に OCS への管轄権を宣言した国家実践と他国による抗議につき、*ibid.*, p. 313; Treves, *op. cit.*, n. 9, pp. 729 731.
- (13) 肯定する見解として、ILA Report, pp. 232 233. 普遍的拘束力と解する見解、いかなる国も争えないと解する見解等を紹介したうえで、沿岸国のみを拘束するという見解を示すものとして、McDorman, *op. cit.*, n. 10, pp. 314 315.
- (14) 委員会と沿岸国との見解の相違がある場合などにつき、紛争解決手続も含めた検討がなされるべきであったが、LOSC 起草過程ではそれが成果をみなかったことにつき、*Commentary*, p. 850;

- Brown, *op. cit.*, n. 10, p. 31.
- (15) そうした基本的見解を示すものとして、McDorman, *op. cit.*, n. 10, pp. 311-317.
- (16) 第三次国連海洋法会議の議長の見解につき、Treves, *op. cit.*, n. 9, p. 727 引用参照。
- (17) 注(12)に挙げた文献を参照。
- (18) 自然の延長概念の要素として、北海大陸棚事件以後のとくにICJ実践では、沿岸の地理(geography)以外には考慮されてこなかったという指摘につき、J. I. Charney, “International Maritime Boundaries for the Continental Shelf: The Relevance of Natural Prolongation,” in N. Ando & R. Wolfrum, eds., *Liber Amicorum Judge Shigeru Oda*, Vol. 2, p. 1011 et seq.
- (19) 76条起草過程での諸国の見解も、この点で一義的ではないことにつき、ILA Report, pp. 217-218. 自然の延長を基本的に地形学的(geomorphological)概念でとらえる見解として、S. Th. Gudlaugsson, “Natural Prolongation and the Concept of the Continental Margin for the Purpose of Article 76,” in *Legal Aspects*, p. 61 et seq. とくに反証規定につき、後述の委員会によるガイドラインで地質学的要因の考慮が含まれていることにつき、R. T. Haworth, “Determination of the Foot of the Continental Slope by Means of Evidence to the Contrary to the General Rule,” in *ibid.*, p. 121 et seq. 海嶺や海底の高まりなどの定義につき、地質学的要因の考慮にふれるものとして、H. Brekke and Ph. A. Symonds, “The Ridge Provisions of Article 76 of the UN Convention on the Law of the Sea,” p. 169 et seq.
- (20) 棚橋学「日本周辺海域における大陸棚延伸、限界画定の問題点」『学術の動向』2005年2月号、12ページ; Haworth, *op. cit.*, n. 19, pp. 129-130.
- (21) 日本の太平洋側OCS限界設定では、76条4項(a)(i)による大陸棚延伸の可能性はほとんどないという見解として、棚橋、前掲論文、注(20)。
- (22) これらに関する見解の対立については、注(19)に挙げた文献を参照。
- (23) Scientific and Technical Guidelines of the Commission on the Limits of the Continental Shelf, UN Documents CLCS/11, 13 May, 1999.
- (24) Haworth, *op. cit.*, n. 19, p. 129 et seq.
- (25) L. D. M. Nelson, “The Continental Shelf: Interplay of Law and Science,” in *op. cit.*, n. 18, p. 1243.
- (26) 他のLOSC当事国による提訴や国際海底機構の関与を示唆する見解として、Nelson, *ibid.*, p. 1252. 沿岸国と委員会の見解が相違する場合なども想定して、国際海洋法裁判所の勧告的意見の活用の可能性も示唆する見解として、Eriksoon, *op. cit.*, n. 12, pp. 257-260.
- (27) Gudlaugsson, *op. cit.*, n. 19, pp. 67-68.
- (28) ガイドライン, paras. 6.1.1, 6.1.3.
- (29) ガイドライン, para. 6.3.
- (30) *Op. cit.*, n. 5, pp. 131-135.
- (31) この問題の詳細な検討として、Oude Elferink, *op. cit.*, n. 11.
- (32) United Nations CLCS.01.2001.LOS/JPN.
- (33) なお、委員会と裁判所の権限関係を検討するものとして、ILA Report, pp. 248-249.
- (34) 同様の観点からの分析として、Oude Elferink, *op. cit.*, n. 11, pp. 268-269.
- (35) サンピエール・ミケロン事件で仲裁法廷は、200海里を越える大陸棚の境界画定は、「当事国間」ではなく、「(本件紛争のいずれか)一方の当事国と、国際社会(深海底の保護の任務を負う機関により代表される)との間の境界画定に關与する」と述べている、31 *International Legal Materials*, 1992, p. 1172.
- (36) 兼原敦子「国家責任法における『一般利益』概念適用の限界」『国際法外交雑誌』94巻4号(1995年)、20-40ページ。なお第三国の訴訟参加については、同「訴訟参加の要件としての『影響を受ける』法的利益」『立教法学』50号(1998年)、141ページ以下。

大陸棚制度を含み海洋法を知るための参考文献

山本草二『海洋法』三省堂、1992年。

R. R. Churchill & A. V. Lowe, *The Law of the Sea*, 3rd ed., Manchester, 1999.

D. P. O'Connell (ed. by I. A. Shearer) *The International Law of the Sea*, Oxford, Vol. 1, 1982, Vol. 2, 1984.

かねはら・あつこ 立教大学教授
kanehara@rikkyo.ac.jp